

(2) 令和2年度記念物部会における審議について

1 開催部会

(1) 第2回記念物部会（令和2年3月26日：9時00分～10時40分）

【出席者】

委 員：尼崎博正 部会長（京都芸術大学（旧 京都造形芸術大学）教授
 岩崎奈緒子 委 員（京都大学教授）
 小野健吉 委 員（和歌山大学教授）
 北野博司 委 員（東北芸術工科大学教授）
 藤井讓治 委 員（京都大学名誉教授）
 オブザーバー：文化庁文化財第2課 浅野調査官
 京都府文化財保護課 藤井主査、吉川副主査
 事 務 局：北村所長、山口副所長、山口文化財担当部長、鳥居課長、大久保
 課長他

2 審議内容（第1回）

議題・報告	参 照
議題(1) 城内通路改良について 二条城内の砂利道舗装について、令和2年8月に実施した試験施工の状況、来場者アンケート、東大手門付近等で実施予定の2回目の試験施工の進め方等について、説明した。各委員及びオブザーバーからは、2回目の試験施工の手法等について意見をいただいた。方向性については、了承された。	19 頁
報告(1) 二条城北西隅石垣モニタリング調査について 令和2年度の観測結果では、石垣に大きな変位は見られなかったこと及び、これまでの5年間のモニタリングの結果から大きな変位がないことから、令和2年度で本モニタリングは終了し、総括したうえで報告書を作成する旨を報告し、了承いただいた。	28 頁
報告(2) 西南隅櫓周辺の変遷に関する説明版について 前回報告した西南隅櫓周辺の変遷に関する説明板について、英訳を行ったため、確認いただいた。今後、事務局で再確認のうえ令和3年6月を目途に設置していく。	32 頁
報告(3) 史跡整備計画について 令和元年度に策定した「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」を踏まえた、「整備計画」の進捗状況及び、総合案内所の建替えについて報告した。	34 頁

1－（2）－ア 城内通路の改良について

前回は試験施工の実施内容等について御報告した。今回は、試験施工の結果及び試験施工の結果を踏まえた今後の進め方等について御報告する。

(※前回からの追加内容等)

- ・通路改良の方針等 (p20)
- ・試験施工箇所のアンケート結果及び舗装の状態（損傷状況）と対策等 (p21～23)
- ・今後の進め方について (p23)
- ・試験施工（2回目）について (p23～26)
- ・埋蔵文化財調査について (p26)

① 通路改良の背景、目的等

二条城内の通路は砂利道となっているため、歩きにくく、高齢者や障害のある方、車いすや杖、ベビーカー、キャリーバック利用者等の観覧の支障となっている。さらに、乾燥時の土埃、雨天時の水溜りなども、観覧に支障をきたすような状況にある。

そこで、良好な観覧環境の整備（通路のユニバーサルデザイン）に向けて、通路の改良に関する調査や検討を行うものである。

② 二条城の通路の歴史

現在、二条城の通路の歴史に関する明確な記録は見つかっていないが、江戸時代から明治までは「土」であったと考えられている。

その後、大正4年（1915年）に、二条城で「大正天皇御大典饗宴の儀」を実施した際の記録の中に、二条城内的一部に「砂利」「白砂」「栗石」を敷いたという記録（文章及び図面）が残っている。

さらにその後、いつから全面的に「砂利」が敷かれたかという記録は見つかっていないが、おそらく「大正天皇御大典饗宴の儀」から昭和14年（1939年）まで（京都市に下賜されるまで）の間に、宮内庁（当時は宮内省）が、通路に「砂利」を敷いたのではないかと考えられている。

③ 通路改良の基本的考え方

（ア）景観との調和

史跡の景観と調和に配慮したものとする。

（イ）文化財保存

埋蔵文化財に配慮したものとする。

（ウ）安全性、強度

来城者の安全性、維持管理や工事等に必要な車両の通行に留意する。

（エ）市民や来城者の理解

改良内容について、市民や来城者の方々から理解をいただけるものとする。

④ 通路改良の方針等

史跡の保存と活用の両立を目指すとともに、来城者の快適性と安全性の確保を図るため、以下の方針に基づき、来城者の通行が多い通路（主要通路）の改良（ユニバーサルデザイン）を進めていく。

(ア) 史跡の保存に関する事項

- ・ 二条城の通路は、江戸時代は“土”で、その後、時代の変遷とともに位置や幅、材質が変化してきたと考えられており、現在は離宮時代に由来すると考えられている砂利敷きとなっている。通路改良に当たっては、現在の砂利敷きを尊重しながら、離宮時代の景観や雰囲気の保全、継承に努めていく。
- ・ 舗装に伴う掘削は、舗装の強度を満たすことを前提に最小限となるよう配慮する。
- ・ 通路改良の実施に当たり、舗装構造に関しては、埋蔵文化財（遺構面）の保護に慎重を期すため、通路改良予定箇所の埋蔵文化財調査を実施するとともに、舗装材の試験施工を行い決定していく。

(イ) 活用に関する事項

- ・ 舗装の種類、舗装範囲等について、高齢者や障害のある方、車いすや杖、ベビーカー、キャリーバック利用者等、すべての方が円滑に観覧できるようなものとしていく（ユニバーサルデザインの考え方）。
- ・ 通路改良に当たっては、上記（ア）に加えて、円滑な観覧と、維持管理（管理車両の通行など）の両立が図られるようなものとしていく。

(ウ) 通路改良の内容等に関する合意形成

- ・ 舗装構造、舗装の種類、施工範囲は、記念物部会の委員の意見を聴取するとともに、市民や来城者の方々から理解をいただけるものとするよう、試験施工箇所について、来城者にアンケート調査を実施し、二条城に相応しい通路改良のあり方を検討したうえで決定していく。
- ・ なお、通路改良に向けた現状変更許可については、関係機関と事前協議を行いながら進めしていく。

⑤ 試験施工について

二条城では令和2年8月に、通路改良に向けた試験施工を実施し、来城者アンケート及び舗装材の強度（損傷状況）確認を行った。

(試験施工実施箇所)



(現地写真（令和2年8月撮影）)



(ア) 試験施工箇所のアンケート結果

試験施工箇所のアンケートを行った結果、「歩きやすい」という回答は90%を超えたが、一方で「景観に馴染んでいる」との回答は65%にとどまった。

また、自由回答（108件）の2/3（60件）が「舗装の幅を限定すべき」という趣旨の御意見であった。

(アンケート結果)

(問1) アンケート記入時の状況等

<結果>

- ・何らかの支障がある状態（車いす等）で観覧された方：7%（48件/673件）
- ・当てはまるものがない方：92%（620件/673件）
- ・未回答：1%（5件/673件）

⇒ 来城者の1割程度の人が、何らかの支障がある状態（車いす等）で観覧している（参考情報）

(問2) 試験舗装に関する感想

<結果>

○砂利道よりも歩きやすい

- ・肯定的意見（そう思う、やや思う）：95%（636件/673件）

○周辺の景観に馴染んでいる

- ・肯定的意見（そう思う、やや思う）：65%（436件/673件）

⇒ より景観と調和する舗装材料、施工方法（仕上げ方法）の検討が必要

(問3) 通路改良（舗装すること）に関する意見

<結果>

(舗装することについて)

- ・「高齢者や障害がある方などのために舗装は必要」と回答：75% (503件/673件)
- ・「砂利のまま」が良いと回答：13% (85件/673件)

(自由回答について)

- ・「舗装の幅を限定するべき」という趣旨の御意見：60件 (60件/108件)
- ・「土にすべき」という趣旨の御意見：5件 (5件/108件)

⇒ 利用（円滑な観覧），景観調和（景観シミュレーション），安全性（避難，緊急車両通行，小さな段差の処理等），管理（作業車両通行，メンテのしやすさ等）の観点から検討を行い，適切な通路幅員（舗装幅），舗装位置等を設定する必要がある

(アンケート実施概要)

- ・実施日時 令和2年11月4日（水）午前9時30分～午後4時30分
令和2年11月10日（火）午前9時30分～午後4時30分
- ・実施場所 二条城北大手門南側主要通路（試験舗装実施箇所付近）
- ・実施方法 記入式アンケート（チェックを付ける選択式）
 - (設問) ①アンケート記入時の状況等
 - (通行に関して何らかの支障がある状態であったか)
 - ②試験舗装に関する感想
 - (砂利道より歩きやすいか，周辺の景観に馴染んでいるか)
 - ③通路改良（舗装すること）に関する意見
 - (舗装は必要か，砂利のままが良いか，その他（自由記述）)
 - ④記入者情報（住まい，年齢，来城回数）
- ・回収票数 673件（2日間合計）（内訳 11/4：389件，11/10：284件）

(イ) 試験施工の舗装の状態（損傷状況）と対策等

舗装材敷設後，数箇月で損傷が確認されたため，今後，舗装の損傷状況及び原因を踏まえて，舗装構造や舗装材について再検討する必要があることが明らかとなった。

(舗装の損傷等の状況（令和2年10月撮影）)



(原因と対策)

- ・骨材の剥離：透水性舗装の構造的な特徴（隙間が大きい）及び表面加工（ウォータージェット）に起因していると思われる。

⇒ 舗装材、仕上げ方法の検討が必要。

- ・舗装の沈下：路盤（碎石）を設げず舗装したことに起因している可能性が高い。

⇒ 路床（地盤）強度確認及びそれを踏まえた舗装構造の検討が必要

- ・端部の欠け：縁石等がないことに起因していると思われる（ただし、端部の欠けは舗装の破損と直結するものではなく、美観上の問題となる）。

⇒ 舗装端部の構造（縁石の有無等）の検討が必要。

⑥ 今後の進め方について

アンケート及び舗装の損傷の原因確認を行った結果、舗装構造、舗装材を再検討する必要があることが明らかとなった。

については、今後、舗装材料、舗装構造等の再検討を行い、2回目の試験施工を実施するとともに、舗装範囲（舗装幅、舗装位置等）の設定に向けて、利用、景観調和、安全性、管理、コスト（整備及び維持管理コスト）等の検討を行いながら、設計を進めていく。

⑦ 試験施工（2回目）について

（ア）試験施工（2回目）の実施内容（予定）

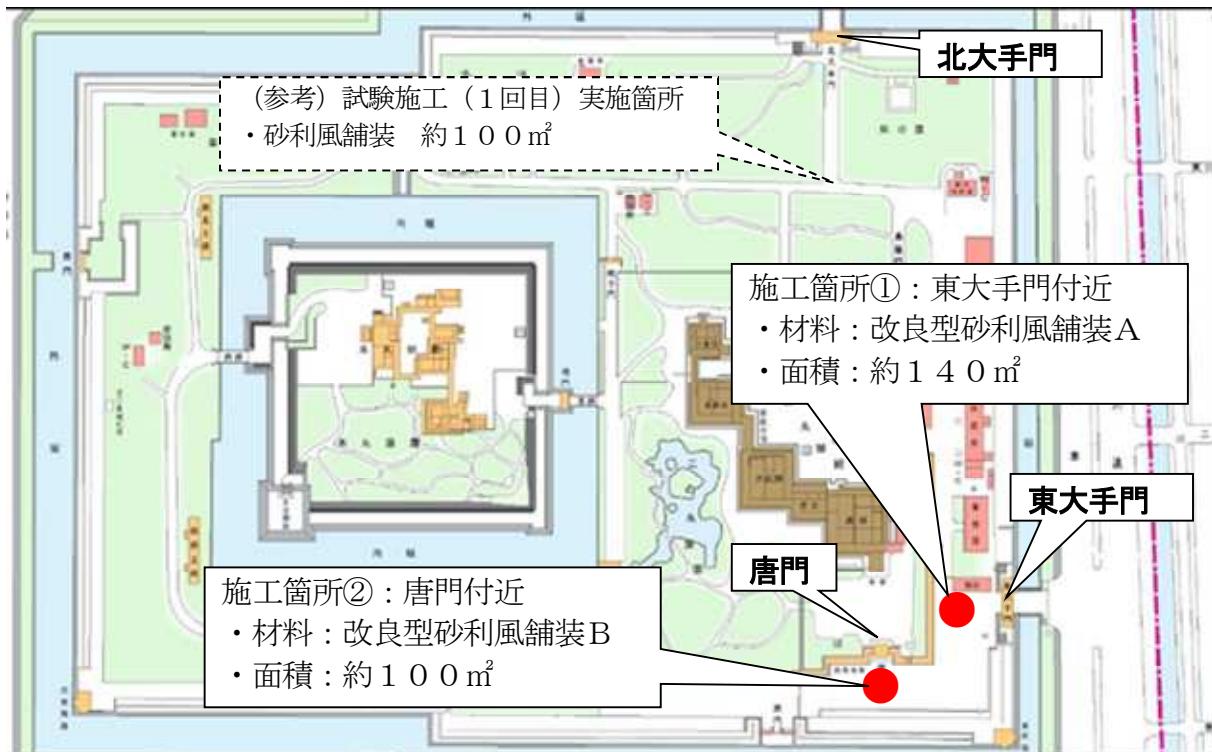
- ・施工箇所 城内2箇所（※1）（図1～2及び「（イ）舗装材について」参照）
 - ① 東大手門付近 改良型砂利風舗装A（※2）
 - ② 唐門付近 改良型砂利風舗装B（※2）
- ・構造等 路盤用アスファルト5cm+表層アスファルト4cm=9cm（2層）（「（ウ）路床強度を踏まえた舗装構造検討について」参照）
- ・施工時期 令和3年夏頃を想定
- ・調査内容 舗装材の景観との調和、強度の検証等
(実施する内容)
 - ・来城者へのアンケート（歩きやすさ、見栄え等の確認）
 - ・目視による舗装の劣化、損傷状況の確認
 - ・有識者等からの意見聴取（景観調和ほか、総合的な御意見の聴取）

※1 試験施工施工箇所：以下の考え方に基づいて選定

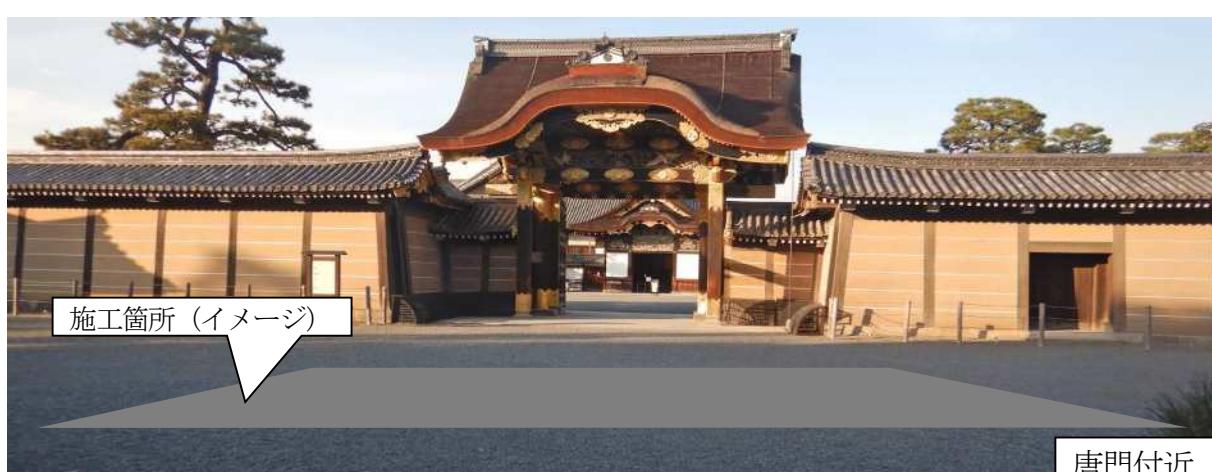
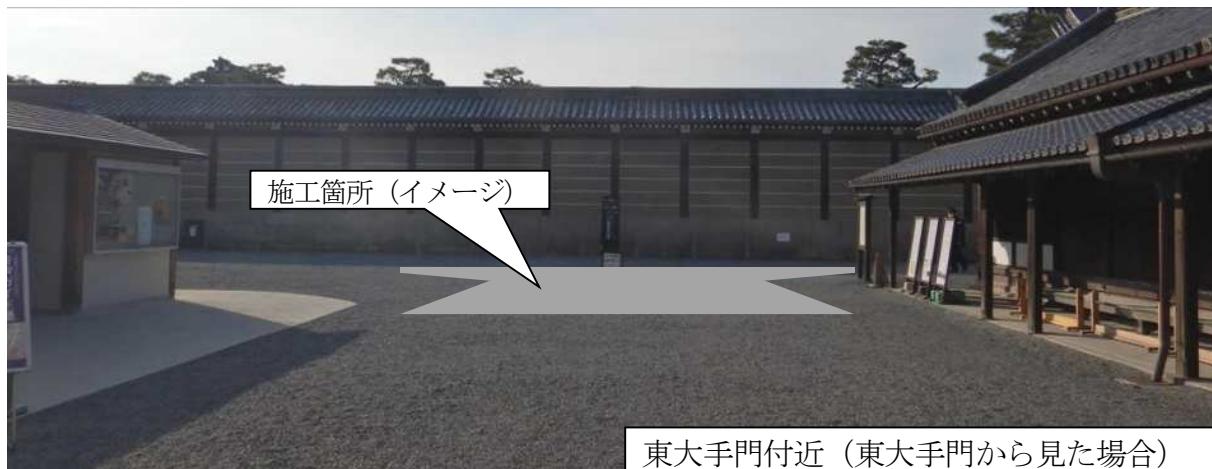
- ・景観との調和の確認に有効的な場所
- ・来城者や車両が多く通行する場所（舗装の耐久性の確認に適した箇所）

※2 1回目の試験施工の舗装材を改良したアスファルト舗装（2種類）

(図1) 試験施工（2回目）施工箇所位置図（赤丸）



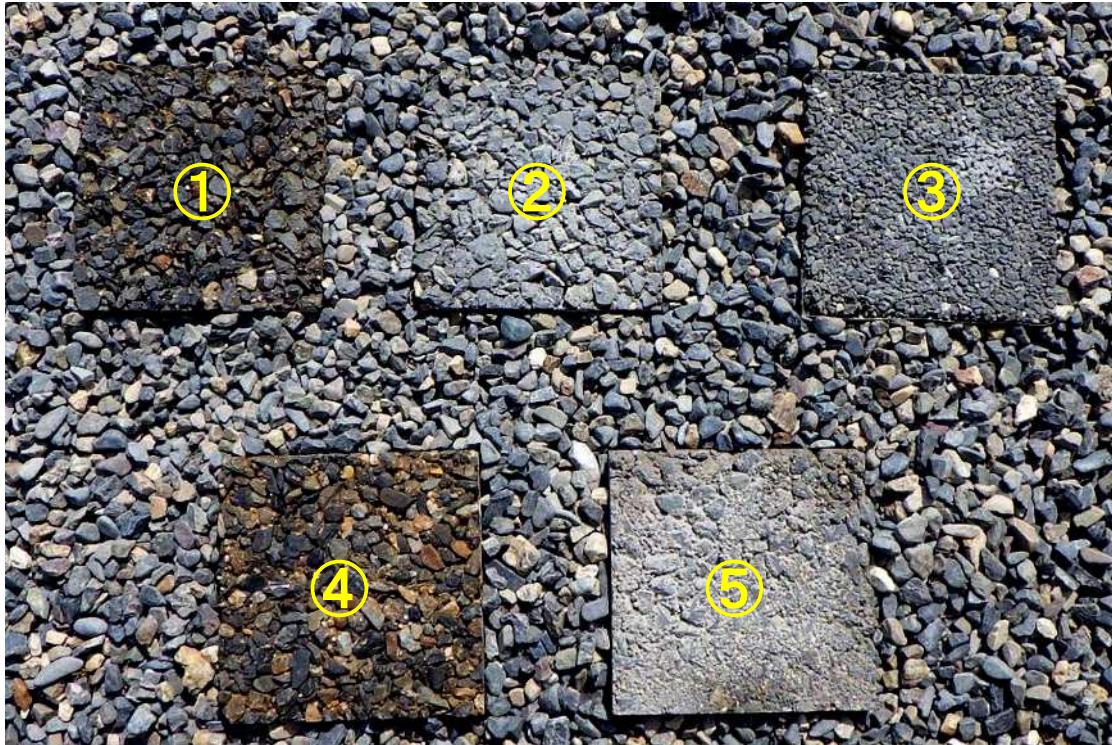
(図2) 試験施工（2回目）施工イメージ図



(イ) 舗装材について

試験施工（1回目）のアンケート結果を踏まえ、より既存の砂利に風合いが近いものを製作して、試験施工（2回目）を実施していく。

（試験施工（2回目）舗装材見本）



（凡例）① 試験施工（1回目）の舗装材

② 改良型砂利風舗装A（東大手門付近に敷設）

③ 改良型砂利風舗装B（唐門付近に敷設） ④ 二条城の通路の砂利を固めたもの

⑤ 一般的な脱色アスファルト舗装（非透水性アスファルト）+表面洗出し仕上げ

(ウ) 路床強度を踏まえた舗装構造検討について

試験施工（1回目）で舗装材の損傷が確認されることを踏まえ、道路設計等で利用されているTA法（※）を用いて必要舗装厚を計算した結果、最薄でも9cm（2層）の舗装厚が必要であることが明らかとなった。

この結果をもとに、試験施工（2回目）を実施するとともに、試験施工（2回目）の損傷状況、整備や維持管理のコスト等を検討要素に加えながら、最終的な構造を設定していく。

（※TA法：『舗装設計便覧』（発行：（社）日本道路協会）に記載されている方法）

（計算結果（※最薄の組み合わせ））

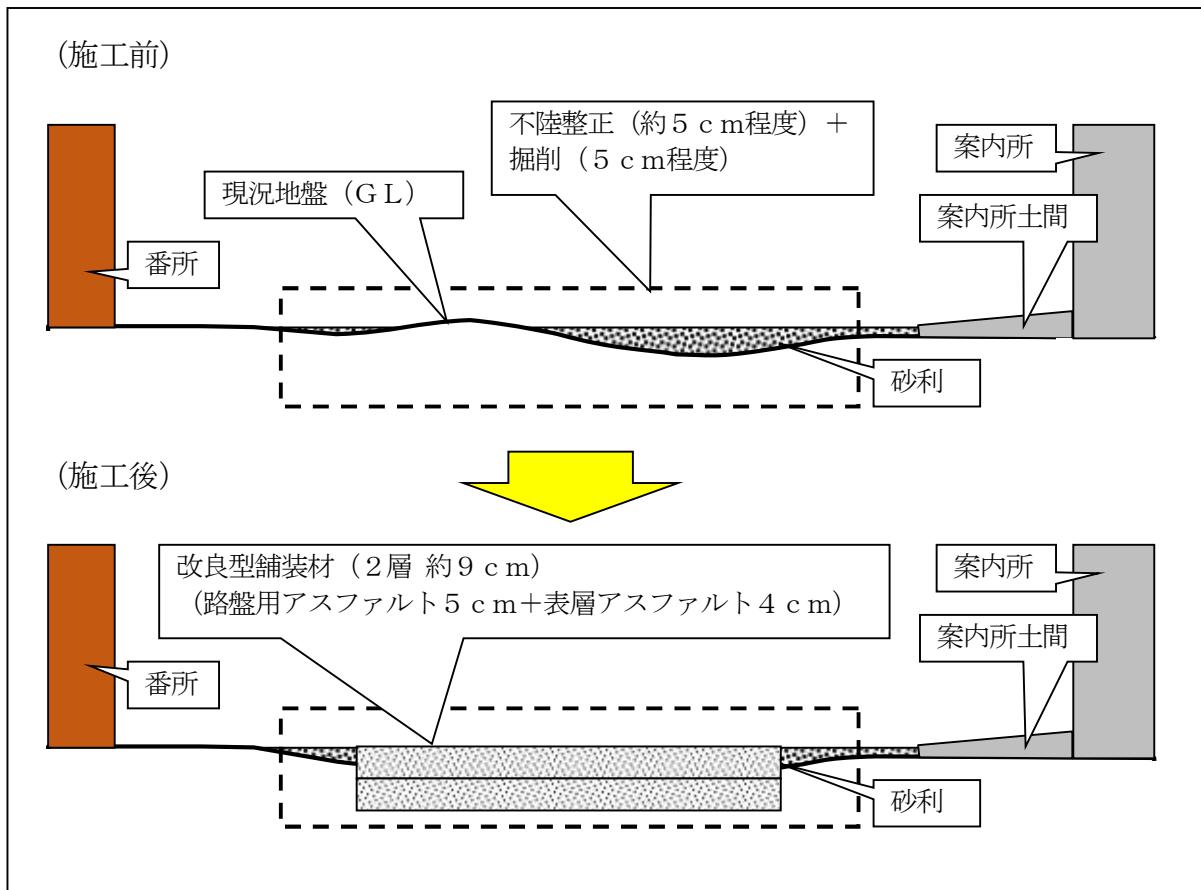
・路盤用アスファルト 5cm + 表層アスファルト 4cm = 9cm（2層）

（⇒ 試験施工（2回目）の舗装構造に設定）

・路盤（碎石）7cm + 表層アスファルト 4cm = 11cm（2層）

（参考）試験施工（1回目）：表層アスファルト 5cm（1層）のみ

(試験施工（2回目）の実施イメージ（東大手門付近の例）)



⑧ 埋蔵文化財調査（試掘）について

試験施工（2回目）の実施に当たっては、埋蔵文化財を保存するため、埋蔵文化財調査（試掘）を行う。

なお、舗装材を敷設するために必要な掘削予定深さ（約 10 cm）より浅い地点で遺構面が確認された場合は、試験施工（2回目）の場所を変更するなどの措置を講じながら対応していく。

また、試験施工（2回目）実施箇所以外の場所（通路改良を行う予定の主要通路上）についても、今後、埋蔵文化財調査を実施していく。

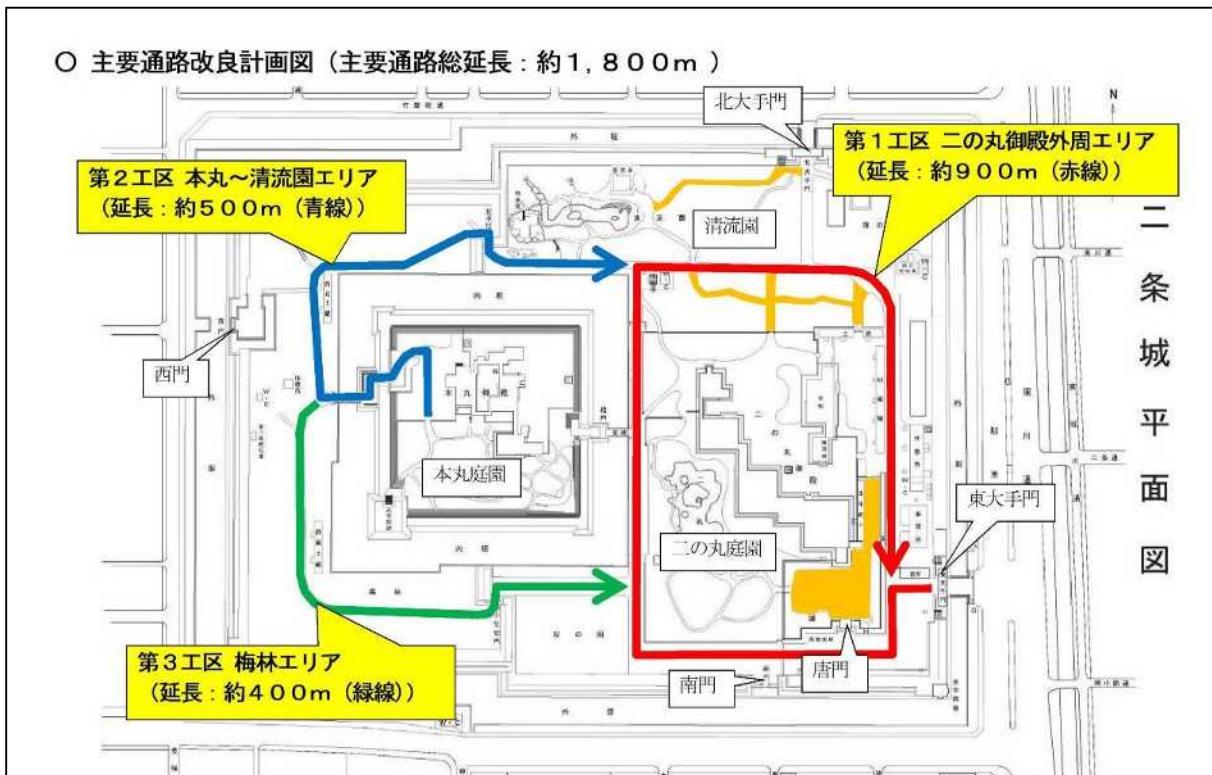
<通路改良の進め方（令和3年4月時点）>

○通路改良の年次計画

年度	変更後
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通路改良試験施工 ・城内通路改良設計（全体基本設計等）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査 ・通路改良試験施工（2回目） ・城内通路改良設計（全体基本設計等（続き））
令和4年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査 ・通路改良設計（実施設計等） ・通路改良工事（第1工区～第3工区）

※埋蔵文化財調査の結果等により予定が変更となる場合があります。

○通路改良計画図



(工区について)

- ・第1工区（赤線）：二の丸御殿、二の丸庭園の外周通路を想定
- ・第2工区（青線）：本丸から清流園までの主要通路を想定
- ・第3工区（緑線）：西橋休憩所から桜の園までの主要通路を想定
- ・その他の（オレンジ色）：将来的に改良の検討が必要と思われる場所

1－(2)－イ 二条城北西隅石垣モニタリング調査について

① 令和2年度の調査について

(ア) 調査方法等 (図1, 図2参照)

令和2年度も令和元年度と同様の方法（従前の基準点からの計測+新基準点（※）からの計測）で調査を実施した（年4回実施）。

（※新基準点：観測点と基準点が正対に近くなるよう設置した基準点（令和元年度設置））

- （実施日）
- ・通算17回目（令和2年度1回目）：令和2年8月11日
 - ・通算18回目（令和2年度2回目）：令和2年9月23日
 - ・通算19回目（令和2年度3回目）：令和2年12月10日
 - ・通算20回目（令和2年度4回目）：令和3年3月3日

(イ) 調査結果

(従前の基準点からの観測)

- ・通算17回目の調査で、石垣天端の一部（観測点1-0, 5-0）において10mmを超える変位を観測したが、通算18回目の調査で、これらの点の変位は10mm以下となり、その後も10mm以下であった。このことから、通算17回目で観測された石垣天端の一部の変位は、観測誤差であったと考えられる。
- ・それ以外の箇所については、これまでと同様、基準点と観測点が鋭角となる箇所（観測点1, 2, 6, 7）で10mmを超える変位を観測したが、基準点と観測点が正対に近くなる箇所（観測点3, 4, 5）については10mm以下の変位であった。

(新基準点からの観測)

- ・10mmを超える変位は確認されなかった。

(令和2年度調査結果考察)

- ・令和2年度も、昨年度までと同様に、基準点と観測点が鋭角となる箇所で10mmを超える変位を観測したが、石垣天端はほとんど変位していなかった。また、新基準点からの観測で10mmを超える変位は観測されなかった。
- ・石垣天端が変位せず、その下の石だけが変位するというのは、物理的に考えにくい状態であり、かつ、新基準点からの観測では10mmを超える変位は確認されなかつたことから、石垣に毀損を誘引する可能性のある変動はないと考えられる。

② 今後の対応

本調査を5年間の実施した結果、二条城の東側空間整備の一環として行われた第2駐車場の整備により、その影響範囲の石垣に毀損を誘引する可能性のある変動は確認できなかった。

そこで今後は、現在の石垣モニタリング調査の成果を総括したうえで終結し、相応しい石垣調査のあり方について、検討が必要だと考えている。

令和3年度については、現在の石垣モニタリング調査の報告書を作成していく予定である。

(参考) モニタリング実施日

回（通算）	実施日	備 考
第1回	平成28年11月24日	工事着工前
第2回	平成29年 1月13日	樹木移植作業終了後
第3回	平成29年 3月 1日	工事中
第4回	平成29年 3月23日	工事中
第5回	平成29年 7月21日	工事終了後、繁忙期運用後
第6回	平成29年 9月26日	繁忙期運用前
第7回	平成29年12月20日	繁忙期運用後
第8回	平成30年 3月12日	繁忙期運用前
第9回	平成30年10月26日	繁忙期運用中
第10回	平成30年12月 7日	繁忙期運用後
第11回	平成31年 1月22日	閑散期
第12回	平成31年 3月 5日	繁忙期運用前
第13回	令和元年 7月24日	繁忙期運用後
第14回	令和元年 9月24日	繁忙期運用前
第15回	令和元年12月 4日	繁忙期運用後
第16回	令和2年 3月 3日	閑散期
第17回	令和2年 8月11日	繁忙期運用後
第18回	令和2年 9月23日	繁忙期運用前
第19回	令和2年12月10日	繁忙期運用後
第20回	令和3年 3月 3日	繁忙期運用前

図 1

○ 令和2年度調査 配点図

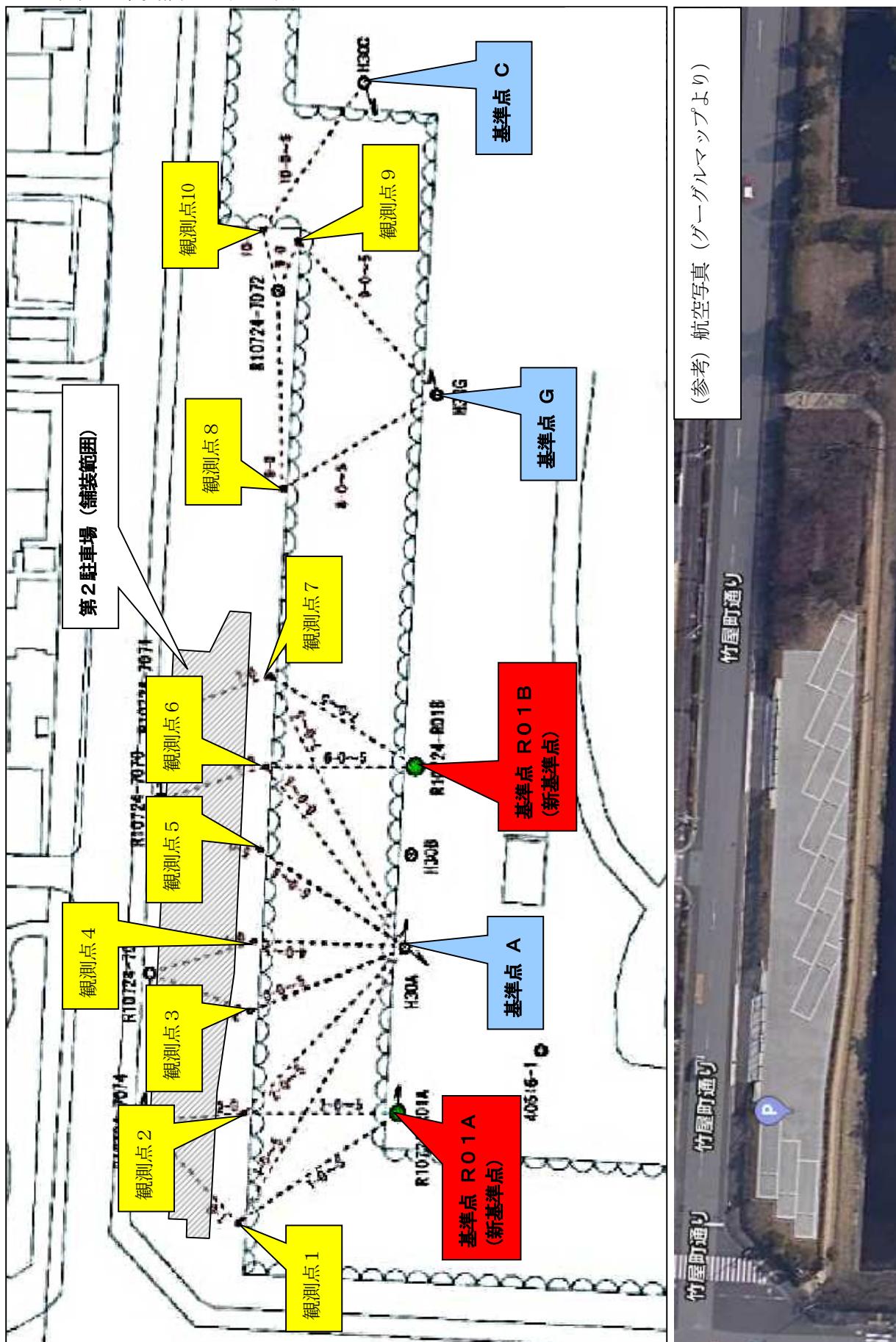
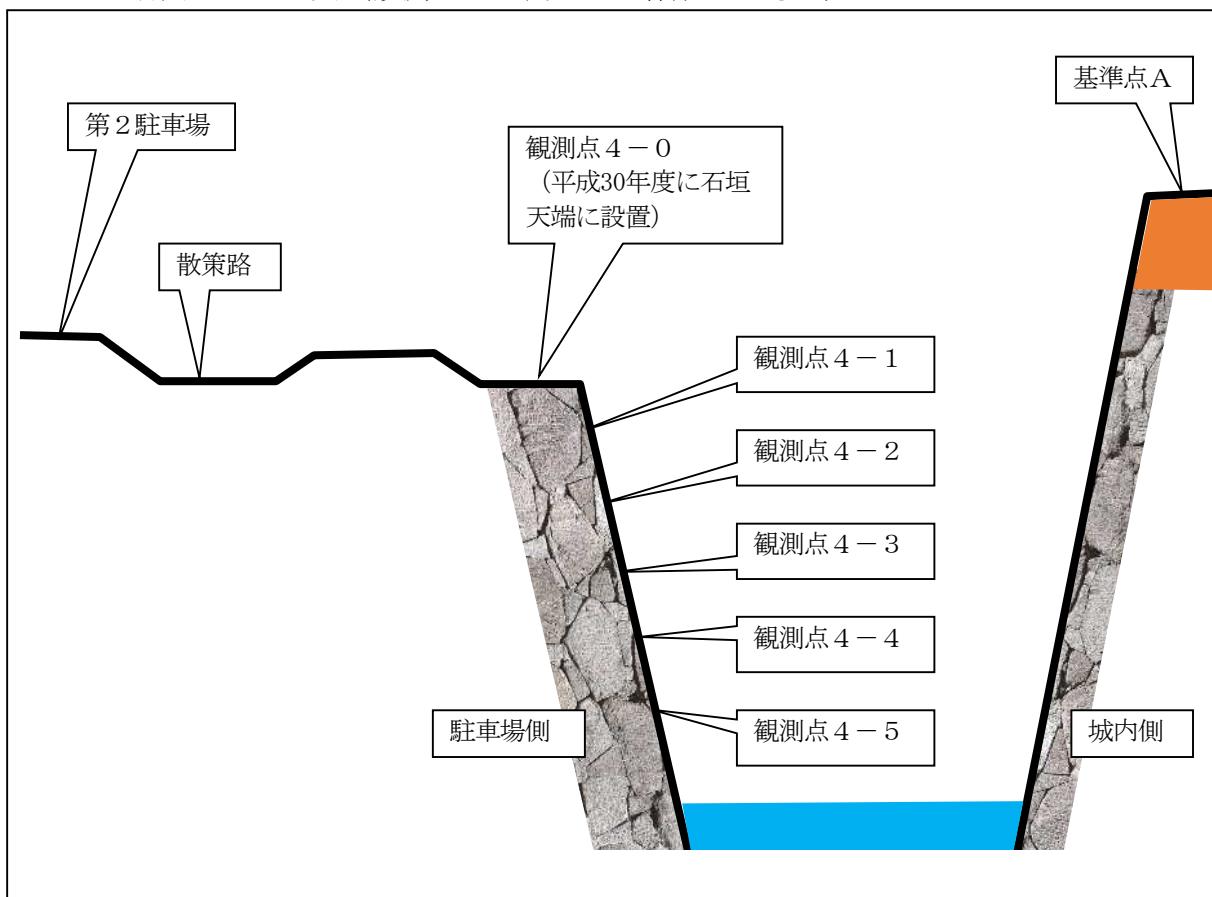


図2

○ 石垣断面イメージ図（観測点4を例にして作成したもの）



(参考) 石垣写真（基準点Aから撮影（正面が観測点4））



1-(2)-ウ 西南隅櫓周辺の変遷に関する説明板について

○経過

二条城では、令和元年度に主要通路から西南隅櫓までの通路を整備してアジサイで修景を行った。これについて、来城者に誤解（昔から通路が存在したという誤解）を与えることがないよう、西南隅櫓周辺の変遷に関する説明板を設置することとした。

前回の部会では説明板の内容案を提示したが、今回、掲示内容の修正案及び英文表記案を作成した。

○設置予定箇所



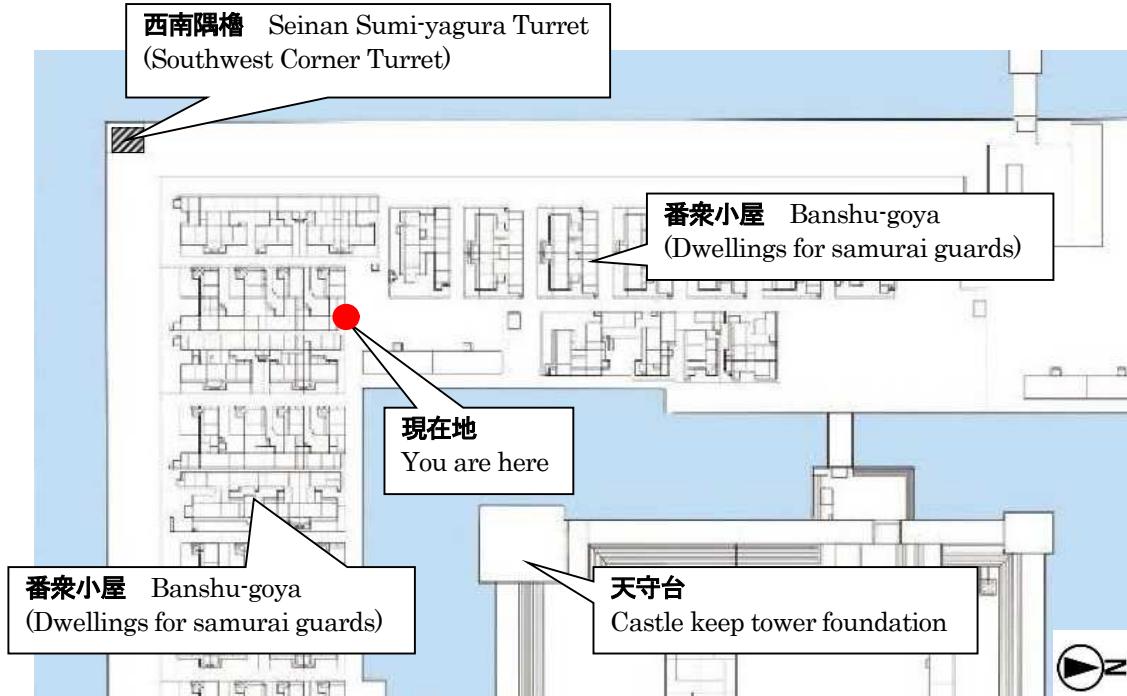
西南隅櫓周辺について

江戸時代、西南隅櫓の周辺には番衆小屋（警備の武士の住まい）が建てられていた。番衆小屋は、1635年頃に建てられ、明治時代に撤収されたと考えられている。

その後、この周辺は空地となっていたが、令和2年（2020年）に西南隅櫓までの通路整備とアジサイの植栽を行い、現在の姿となった。

The Vicinity of the Seinan Sumi-yagura Turret

During the Edo period (1603–1867), *Banshu-goya*, dwellings for samurai guards, were built in the vicinity of the southwest-corner turret called the Seinan Sumi-yagura Turret. It is thought that those dwellings were built in around 1635 and pulled down in the Meiji period (1868–1912). Ever since, this area had been left unused. In 2020, the passage to the Seinan Sumi-yagura Turret was improved and hydrangeas were planted in the area, which has created the current appearance.



上図は『二条御城惣絵図（大工頭中井家建築指図集）（※）』をトレースした図面をもとに作成
(※ 貞享4(1687)年に作成されたと思われる図を享保7(1722)年に模写したもの)

The figure above is based on the drawing created in 1687.

1 – (2) –エ 史跡整備計画について

① 史跡整備計画について

元離宮二条城では、平成14年に「史跡旧二条離宮（二条城）整備計画」を策定した。平成28年4月に文化庁が策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」や、京都市が設置した「二条城の価値を活かし未来を創造する会」の意見書に示されるように、文化財の保存と活用の両立に対する社会的 requirement は高まっている。

そこで令和元年には、「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」を策定し、史跡の本質的価値を踏まえた保存と活用の方針を示した。それを踏まえ、現状の要請に応えるべく、令和2~3年度にかけて抜本的な見直しによる「整備計画」の再策定を行う。

令和2年度は、整備に関わる基本事項の整理を行った。詳細な報告は、次回の委員会で行う予定である。

② 案内所の建て替え（総合案内所の新設）について

元離宮二条城では、訪日客の受け入れ態勢の整備や魅力的な事業を積極的に実施したことなどから、入城者数は増加しており、平成28年度には190万人、平成29年度からは、3年連続で200万人を超える状況にある。こうした状況下において、来城者の受け入れ態勢の更なる強化やサービス向上の観点から、平成28年度末に、総合案内所を東大手門の南西箇所に設置（仮設）した。その設置に係る文化庁の許可期限は、令和4年3月となっている。

令和2年度は、建て替えについて関係部局と協議、調整を行った。令和3年度については、引き続き関係部局と連携の上、総合案内所の在り方について検討していく。なお、次回の委員会で、概要について報告を行う予定である。

1 – (2) –エ 史跡整備計画について

① 史跡整備計画について

元離宮二条城では、平成14年に「史跡旧二条離宮（二条城）整備計画」を策定した。平成28年4月に文化庁が策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」や、京都市が設置した「二条城の価値を活かし未来を創造する会」の意見書に示されるように、文化財の保存と活用の両立に対する社会的要請は高まっている。

そこで令和元年には、「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」を策定し、史跡の本質的価値を踏まえた保存と活用の方針を示した。それを踏まえ、現状の要請に応えるべく、令和2~3年度にかけて抜本的な見直しによる「整備計画」の再策定を行う。

令和2年度は、整備に関わる基本事項の整理を行った。詳細な報告は、次回の委員会で行う予定である。

② 案内所の建て替え（総合案内所の新設）について

元離宮二条城では、訪日客の受け入れ態勢の整備や魅力的な事業を積極的に実施したことなどから、入城者数は増加しており、平成28年度には190万人、平成29年度からは、3年連続で200万人を超える状況にある。こうした状況下において、来城者の受け入れ態勢の更なる強化やサービス向上の観点から、平成28年度末に、総合案内所を東大手門の南西箇所に設置（仮設）した。その設置に係る文化庁の許可期限は、令和4年3月となっている。

令和2年度は、建て替えについて関係部局と協議、調整を行った。令和3年度については、引き続き関係部局と連携の上、総合案内所の在り方について検討していく。なお、次回の委員会で、概要について報告を行う予定である。

